一般社団法人 人吉球磨観光地域づくり協議会　サポーター制度

（目的）

第１条　一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会（以下「法人」という。）の設立目的を果たすため、一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会サポーター制度を設置する。

（登録及び資格）

第２条　この制度においてサポーターとは、当法人の事業に賛同し、また援助するために所定の申込みを行った者のうち、会長の承認を得て登録する団体又は個人をいう。

２　サポーターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員ではないものとする。

（サポーターの活動）

第３条　サポーターの主な活動は、以下に掲げるものとする。

(1)当法人が配布した広報用製作物（ポスター及びパンフレット等）の掲示及び配布

(2)ホームページ及び会員制交流サイト（ＳＮＳ）等による地域観光情報の発信

(3)当法人への人吉球磨地域観光に関する情報提供

(4)その他人吉球磨地域の経済活性化に資する活動

(会費)

第４条　サポーターは、会費の納入を要しない。

(退会)

第５条　サポーターは、所定の届出を行うにより、任意に退会することができる。

(除名)

第６条　サポーターが次のいずれかに該当するに至ったときは、当法人は当該サポーターを除名することができる。

(1)当法人定款その他の規則に違反をしたとき。

(2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第７条 前２条の場合のほか、サポーターは、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)理事会で決議したとき。

(2)当該サポーターが死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

附　則

　この制度は、令和３年６月１５日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

**(一社)人吉球磨観光地域づくり協議会　サポーター登録申込書**

一般社団法人

人吉球磨観光地域づくり協議会会長　　様

　　　令和　年　　月　　日

　一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会の目的に賛同し、貴法人の定款及び諸規程を遵守することに同意のうえ、登録を申し込みます。

（フリガナ）

　**名称・氏名**

　 ※団体の場合は名称

〒　　　－

　**所　在　地**

　　　　　　　　役　　　職

　**代　表　者**　 （フリガナ）

　 ※団体の場合　　 氏　　　名

　　　　　　　　所属・役職

　**担　当　者**　 （フリガナ）

　 ※団体の場合　　 氏　　　名

電　　　話　　　　　　－　　　　－

Ｆ　Ａ　Ｘ　　　　　　－　　　　－

Ｅ-ｍａｉl

ＨＰｱﾄﾞﾚｽ

様式第２号（第５条関係）

**(一社)人吉球磨観光地域づくり協議会　サポーター退会届**

一般社団法人

人吉球磨観光地域づくり協議会会長　　様

　　　　年　　　月　　　日

　下記のとおり、一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会サポーターを退会しますので、サポーター制度第５条の規定に基づき提出します。

　**名称・氏名**

　 ※団体の場合は名称

　　　　　　　　役　　　職

　**代　表　者**

　 ※団体の場合　　 氏　　　名

　　　　　　　　所属・役職

　**担　当　者**

　 ※団体の場合　　 氏　　　名

記

**１ 退会の理由**

**２ 退会の期日**